

**「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定」申請手数料  
および「低炭素建築物新築等計画の認定」申請手数料**

※令和7年4月1日から、下表のとおり、手数料が変わります。

※適合証あり

建築物規模等		認定	変更認定	
住 宅	1の住戸 (一戸建て等)	1戸	4,000	2,000
	2以上の住戸 (共同住宅等)	300 m <sup>2</sup> 未満	8,000	4,000
300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満		17,000	8,000	
2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満		37,000	19,000	
5,000 m <sup>2</sup> 以上		67,000	33,000	
住 宅 以 外	300 m <sup>2</sup> 未満	8,000	4,000	
	300 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	14,000	7,000	
	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	22,000	11,000	
	2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	67,000	33,000	
	5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	106,000	53,000	
	10,000 m <sup>2</sup> 以上 25,000 m <sup>2</sup> 未満	133,000	67,000	
複合建築物 (住宅+住宅以外)	—	住宅と住宅以外の手数料の合計		
		167,000	83,000	

(注意事項)

- ・ 建築基準適合審査を申し出る場合は、建築確認申請手数料として定めた金額が加算されます。
- ・ 【省エネ性能向上計画のみ】複数棟認定（熱源設備等を複数棟で共用している場合）の審査を申し出る場合は、一の建築物ごとに表に定める金額が加算されます。

**【問合せ先】**

〒305-8555 つくば市研究学園1-1-1  
つくば市都市計画部建築指導課 審査第一・第二係  
TEL 029-883-1111 (内) 3110・3111・3120